

## 1. 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設の指導基準等

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準	点検結果
第1 保育に従事する者の数及び資格	<p>1 保育に従事する者の数  <input type="radio"/>乳児          おおむね3人につき          1人以上  <input type="radio"/>幼児          • 1、2歳児          おおむね6人につき          1人以上          • 3歳児          おおむね20人につき          1人以上          • 4歳児以上          おおむね30人につき          1人以上  ※ 以下、乳児及び幼児を総称する場合は、「乳幼児」とする。</p> <p>[考え方]          ここでいう保育に従事する者は、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなす。）して上記の人数を確保すること。</p>	<p>保育に従事する者の必要数の算出  ※ 以下、必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。</p> <p>a 調査日の属する月を基準月とし、月極めの利用契約乳幼児数を基礎とする。（以下「基礎乳幼児数」という。）</p> <p>b 時間預かり（一時預かり）がある場合は、基礎乳幼児数に時間預かりの乳幼児数を加えること。（以下「総乳幼児数」という。）</p> <p>c 常時、保育に従事する者が、複数配置されているか。また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる開所時間において、月極めの利用契約乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。</li> </ul> <p>〔保育に従事する者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主たる開所時間において、総乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約乳幼児の在籍時間帯に保育に従事する者が1人勤務の時間帯がある。ただし、主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除く。          また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設については、複数の乳幼児を保育する時間帯を除き、保育に従事する者が1人となる時間帯を最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しないことができる。</li> </ul>	<p>□ 主たる開所時間において、月極めの利用契約乳幼児数に対して保育に従事する者が不足していない。</p> <p>□ 主たる開所時間において、総乳幼児数に対して保育に従事する者が不足していない。</p> <p>□ 左記例外の場合を除いて、常時保育従事者が2名以上配置されている。</p>
	<p>2 保育に従事する者の有資格者の数</p> <p>[考え方]          ここでいう有資格者は、保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。</p>	<p>有資格者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1（保育に従事する者が2人の施設又は1のcにより1人が配置されている時間帯については1人）以上いるか。</p> <p>a 月極契約乳幼児数に対する有資格者の数</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月極契約乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。</li> </ul>	<p>□ 月極契約乳幼児数に対する保育従事者数について、有資格者が不足していない。</p>

		b 総乳幼児数に対する有資格者の数 ※ 有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入	・総乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。  〔有資格者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。〕	<input type="checkbox"/> 総乳幼児数に対する保育従事者数について、有資格者が不足していない。
	3 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。	・左記の事項につき、違反がある。	<input type="checkbox"/> 保育士でない者をこれに紛らわしい名称で使用していない。
第2 保育室等の構造、設備及び面積	1 保育室の面積  〔考え方〕 保育室面積： 当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等は含まない。	保育室の面積は、おおむね入所乳幼児1人当たり $1.65\text{ m}^2$ 以上確保されているか。 a 月極契約乳幼児数についての1人当たりの面積	・不足している。	<input type="checkbox"/> 月極契約乳幼児数に対する1人当たりの面積がおおむね $1.65\text{ m}^2$ 以上確保されている。
		b 総乳幼児数についての1人当たりの面積	・不足している。 〔総乳幼児数に対して保育室面積が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。〕	<input type="checkbox"/> 総乳幼児数に対する1人当たりの面積がおおむね $1.65\text{ m}^2$ 以上確保されている。
	2 調理室の有無  〔考え方〕 給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していることが求められる。	a 調理室は、当該施設内にあって専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。	・調理室（施設外調理等の場合にあっては必要な調理機能）がない。	<b>【自園調理の場合】</b> <input type="checkbox"/> 専用又は必要時に利用可能な調理室がある。  <b>【自園調理でない場合】</b> <input type="checkbox"/> 加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能（冷蔵庫、電子レンジ等）がある。
			・調理室が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。 〔調理機能のみを有している場合にあっても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。〕 ・区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。  ・衛生的な状態が保たれていない。	<input type="checkbox"/> 調理室（調理機能のみを有する場合を含む。）が保育室から区画されており、安全が確保されている。  <input type="checkbox"/> 運用面で問題がない。  <input type="checkbox"/> 衛生的な状態が保たれている。
	3 おおむね1歳未満児とその他の幼児の保育場所とが区画されかつ安全性が確保	a おおむね1歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。	・区画されていない。（保育場所が別の部屋にない、又はベビーフェンス、ベビーベッド等の区画がない。）  ・区画が不十分（ベビーフェンス等があっても、十分活用されていない。）	<input type="checkbox"/> 1歳未満時とその他の幼児の保育場所とが別の部屋である（やむを得ず部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス等で区画されており、運用面で問題がないこと。）。

	4 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。  建築基準法第 28 条第 1 項及び建築基準法施行令第 19 条の規定（認可保育所の保育室の採光）に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の 5 分の 1 以上であることが望ましい。	<input type="checkbox"/> 採光が確保されている。
		b 換気が確保されているか。  建築基準法第 28 条第 2 項の規定（居室の換気）に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の 20 分の 1 以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。	<input type="checkbox"/> 換気が確保されている。
		c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに 2 人以上の乳幼児を寝かせることがある。	<input type="checkbox"/> 同一の乳幼児用ベッドに 2 人以上の乳幼児を寝かせていない。
	5 便所 (1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室との区画 便所の安全な使用の確保	a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。  b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。  c 便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。	<input type="checkbox"/> 便所用の手洗設備が設けられていない。  <input type="checkbox"/> 手洗設備が不衛生（十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。)  <input type="checkbox"/> 便所が、保育室及び調理室と区画されていない。  <input type="checkbox"/> 便所が不衛生（十分に清掃がなされていない。)
	(2) 便器の数	a 便器の数が、おおむね幼児 20 人につき 1 以上であるか。  ※ 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	<input type="checkbox"/> 基準より便器の数が大きく不足している。
第3 非常災害に対する措置	1 (1) 消火用具の設置	a 消火用具が設置されているか。  b 職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	<input type="checkbox"/> 消火用具が設置されている。  <input type="checkbox"/> 消火用具が期限切れでない。  <input type="checkbox"/> 消火用具の設置場所及び使用方法を全職員が知っている。
	(2) 非常口の設置	a 非常口（玄関とは別の勝手口など）は、火災等非常時に入所（利用）乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。  ※ 2 階以上の施設については、指導基準第 4 により評価を行うものとする。	<input type="checkbox"/> 非常口が乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されている。  <input type="checkbox"/> 適切な退避用経路がある。

	2 (1) 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定	<p>a 【30人以上の施設】 具体的計画（消防計画）が適正に作成され届出が行われているか。</p> <p>※ 消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。</p> <p>※ 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。</p> <p><b>【30人未満の施設】</b> 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的な内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。</p> <p>※ 消防計画が作成されている場合は消防計画で可能。</p>	<p>【30人以上の施設】 ・具体的計画（消防計画）を作成、届出をしていない。</p> <p>【30人未満の施設】 ・具体的計画を作成していない。</p>	<p>【30人以上の施設】 <input type="checkbox"/> 具体的計画（消防計画）が作成され、届出が行われている。</p> <p>【30人未満の施設】 <input type="checkbox"/> 非常災害に対する計画が策定されている。</p>
	(2) 避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施	<p>a 訓練は毎月定期的に行われているか。</p> <p>※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。</p>	<p>・訓練が1年以内に1回も実施されていない。</p> <p>・訓練がおむね毎月実施されている状況にない。</p>	<p><input type="checkbox"/> 避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 避難訓練及び消火訓練の実施記録が作成されている。</p>
第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	1 保育室が2階の場合の条件	<p>a 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。</p>	<p>・転落防止設備がない。</p>	<p><input type="checkbox"/> 乳幼児が出入りし又は通行する場所に転落防止設備が設置されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 転落防止設備について運用面で問題が無い。</p>
		<p>b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。</p> <p>なお、保育室を2階に設ける建物が右記イ及びロのいずれも満たさない場合においては、指導基準第3に規定する設備の設置<sup>(注)</sup>及び訓練の実施に特に留意すること。</p>	<p>・下記のイ及びロのいずれも満たしておらず、かつ、指導基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施がなされていない。</p> <p>イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。</p>	<p><input type="checkbox"/> イを満たしている。</p>

		<p>(注) 「指導基準第3に規定する設備」とは、非常口（玄関とは別の勝手口など）、消火用具を指し、その両方が原則2階にあるかどうかで判断をすること。</p> <p>※ 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。</p>	<p>□ 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていること。</p>	<p>□ □を満たしている。</p>				
			<table border="1"> <tr> <td>常用</td><td> <input type="checkbox"/> ①屋内階段  <input type="checkbox"/> ②屋外階段         </td></tr> <tr> <td>避難用</td><td> <input type="checkbox"/> ①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段  <input type="checkbox"/> ②待避上有効なバルコニー  <input type="checkbox"/> ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備  <input type="checkbox"/> ④屋外階段         </td></tr> </table>	常用	<input type="checkbox"/> ①屋内階段 <input type="checkbox"/> ②屋外階段	避難用	<input type="checkbox"/> ①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> ②待避上有効なバルコニー <input type="checkbox"/> ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 <input type="checkbox"/> ④屋外階段	
常用	<input type="checkbox"/> ①屋内階段 <input type="checkbox"/> ②屋外階段							
避難用	<input type="checkbox"/> ①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> ②待避上有効なバルコニー <input type="checkbox"/> ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 <input type="checkbox"/> ④屋外階段							
2 保育室が3階の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。（準耐火建築物は不可）</li> </ul>	<p>□ 耐火建築物である。</p>					
	b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていない。</li> </ul>	<p>□ 常用及び避難用として、それぞれに定める設備がある。</p>					
		<table border="1"> <tr> <td>常用</td><td> <input type="checkbox"/> ①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段  <input type="checkbox"/> ②屋外階段         </td></tr> <tr> <td>避難用</td><td> <input type="checkbox"/> ①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段  <input type="checkbox"/> ②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備  <input type="checkbox"/> ③屋外階段         </td></tr> </table>	常用	<input type="checkbox"/> ①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> ②屋外階段	避難用	<input type="checkbox"/> ①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> ②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 <input type="checkbox"/> ③屋外階段		
常用	<input type="checkbox"/> ①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> ②屋外階段							
避難用	<input type="checkbox"/> ①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> ②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 <input type="checkbox"/> ③屋外階段							
	c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にない。</li> </ul>	<p>□ 避難に適した構造の施設又は設備が、保育室の各部分から歩行距離30m以内にある。</p>					

	d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。  ※ ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。</li> <li>② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。</li> <li>③ 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。</li> </ul> </li> </ul>	<input type="checkbox"/> 左記①から③のいずれかの設備がある。  (該当する設備に☑) <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①の設備</li> <li><input type="checkbox"/> ②の設備</li> <li><input type="checkbox"/> ③の設備</li> </ul>
	e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記eを満たしていない。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料でされている。
	f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>転落防止設備がない。</li> <li>転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 乳幼児が入りし又は通行する場所に転落防止設備が設置されている。  <input type="checkbox"/> 転落防止設備について運用面で問題が無い。
	g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。  ※ 非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 ※ 非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記gを満たしていない。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備がある。
	h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記hを満たしていない。 〔防炎物品の表示にも努めること。〕</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 可燃性のカーテン、敷物、建具等について、防炎処理がされている。
3 保育室が4階以上の場合の条件	a 耐火建築物であるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。(準耐火建築物は不可)</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 耐火建築物である。

	b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。	・下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていない。	<input type="checkbox"/> 常用及び避難用として、それぞれに定める設備がある。
	常用	<input type="checkbox"/> ①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 <input type="checkbox"/> ②建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段	
	非常用	<input type="checkbox"/> ①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、パルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） <input type="checkbox"/> ②基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 <input type="checkbox"/> ③建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段	
	c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか	• 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にない。	<input type="checkbox"/> 避難に適した構造の施設又は設備が、保育室の各部分から歩行距離30m以内にある。

	<p>d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。</li> <li>② 調理室にスプリングクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。</li> <li>③ 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。</li> </ul> </li> </ul>	<input type="checkbox"/> 左記①から③のいずれかの設備がある。  (該当する設備に☑) <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①の設備</li> <li><input type="checkbox"/> ②の設備</li> <li><input type="checkbox"/> ③の設備</li> </ul>
	<p>e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記eを満たしていない。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料でされている。
	<p>f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>転落防止設備がない。</li> <li>転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 乳幼児が出入りし又は通行する場所に転落防止設備が設置されている。  <input type="checkbox"/> 転落防止設備について運用面で問題が無い。
	<p>g 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記 g を満たしていない。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備がある。
	<p>h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記 h を満たしていない。            (防炎物品の表示にも努めること。)         </li> </ul>	<input type="checkbox"/> 可燃性のカーテン、敷物、建具等について、防炎処理がされている。

第 5  保 育 内 容	1 保育の内容  ※ 保育所保育指針を踏まえた適切な保育が行われているか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。  b 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。  (a) カリキュラムが、乳幼児の日々の生活リズムに沿って設定されているか。 (b) 必要に応じ入所(利用)乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。 (c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。 (d) 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。	・左記 b～d の事項を満たしていること。(実際の指導等は、b～d の事項について、それぞれ実施する。)  ・デイリープログラム等が作成されていない。  ・汚れたときの処置が不適当 〔特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。〕  ・屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。(幼児) ・外気浴の機会が適切に確保されていない。(乳児) 〔特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。〕	<input type="checkbox"/> 健康的な生活リズムが保たれるように十分に配慮されたデイリープログラム等が作成されている。  <input type="checkbox"/> 乳幼児の身体の清潔が保たれている。  <input type="checkbox"/> 屋外遊戯の機会を適切に確保している。  <input type="checkbox"/> 外気浴の機会を適切に確保している。
	c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。		・テレビやビデオを見せ続けている。 ・一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。 〔特に注意を要するものについては文書指導を行うこと。〕	<input type="checkbox"/> 放任的な保育となっていない。  <input type="checkbox"/> 一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっている。
	d 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。  ※ テレビは含まない。		・遊具がない。  ・遊具につき、改善を要する点がある。 年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等。 ・大型遊具を備える場合にあっては、その安全性に問題がある。	<input type="checkbox"/> 必要な遊具、保育用品等が備えられている。  <input type="checkbox"/> 遊具、保育用品等が衛生的な状態である。  【大型遊具を備える場合】 <input type="checkbox"/> 安全が確保されている。

	<p>2 保育に従事する者の保育姿勢等</p> <p>(1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上</p>	<p>a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。</p> <p>b 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。</p>	<p>・施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めていない。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めている。</p>
	<p>(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮</p>	<p>a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。</p>	<p>・配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えていたり。 いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。 等</p>	<p><input type="checkbox"/> 乳幼児の人権が十分配慮され、左記行為を行っていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 全国保育士会作成の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、日々の保育の振り返りを行っている。</p>
	<p>(3) 児童相談所等の専門的機関との連携</p>	<p>a 入所(利用)乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。</p>	<p>・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。</p>	<p><input type="checkbox"/> 虐待等不適切な養育が疑われる場合に、専門的機関と連携する等の体制がとられている。</p>
3 保護者との連絡等	<p>(1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施</p>	<p>a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。</p>	<p>・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることに心がけていない。</p>	<p><input type="checkbox"/> 連絡帳等により、保護者と密接な連絡を取っている。</p>
	<p>(2) 保護者との緊急時の連絡体制</p>	<p>a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。</p>	<p>・保護者の緊急連絡表が整備されていない。</p>	<p><input type="checkbox"/> 保護者や消防署等の緊急連絡表が整備されている。</p>
	<p>(3) 保育室の見学</p>	<p>a 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。</p>	<p>・保護者等からの要望があつた場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。</p>	<p><input type="checkbox"/> 保護者等から見学等の要望があつた場合、適切に対応している。</p>

第6 給食	1 衛生管理の状況 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。 また、哺乳ビンは使用するごとによく洗い、滅菌しているか。	・使用するごとによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。	<input type="checkbox"/> 食器類や調理器具、哺乳ビンは、使用するごとによく洗い、十分な殺菌又は滅菌がされている。
		b 調理室が清潔に保たれているか。 c 調理方法が衛生的であるか。 d 配膳が衛生的であるか。	・汚れている。残飯等が放置されている。 ・不適切な事項がある。	<input type="checkbox"/> 調理室が清潔に保たれている。 <input type="checkbox"/> 残飯等が放置されていない。 <input type="checkbox"/> 調理方法及び配膳が衛生的である。
		e 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者との間で共用されていないか。	・(十分な消毒がなされずに)共用されることがある。	<input type="checkbox"/> 食器類や哺乳ビンを共用していない。
		f 原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。	・冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。	<input type="checkbox"/> 冷凍・冷蔵設備がある。 <input type="checkbox"/> 食品の保存について、不適切な事項はない。
		a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。 b 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。	・配慮されていない。	<input type="checkbox"/> 乳児の食事と幼児の食事を区別して実施している。 <input type="checkbox"/> アレルギー等に配慮した食事内容となっている。
		〔市販の弁当等の場合〕 c 乳幼児に適した内容であるか。	・配慮されていない。	【市販の弁当等の場合】 <input type="checkbox"/> 乳幼児の健康状態（アレルギー等）や刻み食等の年齢に応じた配慮が行われている。
		d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	・乳児に対する配慮が適切に行われていない。	<input type="checkbox"/> 授乳後の処置が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 食事後の状況に注意が払われている。
	(2) 献立に従った調理	a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。	・献立が作成されていない。 ・献立に従った調理が適切に行われていないことがある。	<input type="checkbox"/> 乳幼児の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理している。
第7 健康管理・安全確保	1 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察及び保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・十分な観察が行われていない。 ・保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けてない。	<input type="checkbox"/> 登園時に健康状態の観察を行っている。 <input type="checkbox"/> 保護者から乳幼児の状態の報告を受けている。

	b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・十分な観察が行われていない。 ・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。	<input type="checkbox"/> 降園時においても健康状態の観察を行っている。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて保護者に児童の状態を報告している。
2 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	・基本的な発育チェックを全く行っていない。 ・基本的な発育チェックを毎月行っていない。	<input type="checkbox"/> 基本的な発育チェックを毎月行っている。
3 乳幼児の健康診断  継続して保育している乳幼児の健康診断を入所（利用開始）時及び1年に2回、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施  〔考え方〕  3 a, bについては在籍児童全員が実施していることを求めるものであるが、各施設の状況を鑑みて在籍児童に対しておおむね実施されている状況をもって「適」と自治体が個別判断することも可。	a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所（利用）児の健康診断はなるべく入所（利用）決定前に実施し、未実施の場合は入所（利用開始）後直ちに行っているか。  ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。	・入所（利用開始）時に実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所（利用開始）時の健康診断がなされたものとみなしてよい。  b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施）  ※ 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。	<input type="checkbox"/> 入所（利用開始）時に乳幼児の健康診断を実施している、又は保護者から健康診断結果の提出を受けている。  <input type="checkbox"/> 1年に2回健康診断を実施している、又は保護者から健康診断結果の提出を受けている。
	c 入所（利用開始）後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。	・緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧が未作成。 ・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。	<input type="checkbox"/> 緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成している。 <input type="checkbox"/> 保育従事者への周知が十分に行われている。
4 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。	・実施されていない。	<input type="checkbox"/> 職員の健康診断について、採用時及び1年に1回実施している。
	b 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施しているか。	・実施されていない。 ・おおむね月1回の検便が実施されている状況にない。	<b>【調理員がいる場合】</b> <input type="checkbox"/> おおむね月1回検便を実施している。
5 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。  ※ 最低限必要なもの：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等	・左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。	<input type="checkbox"/> 必要な医薬品及び医療品が備えられている。 <input type="checkbox"/> 医薬品の有効期限が切れていない。
6 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・対応が適切ではない。	<input type="checkbox"/> 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示している。

	b 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。	・治癒の判断をもっぱら保護者に委ねている。	<input type="checkbox"/> 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めている。
	c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。	・洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。	<input type="checkbox"/> 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されている。
7 乳幼児突然死症候群に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。	・保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。	<input type="checkbox"/> 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察し、記録している。
	b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。	・乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。	<input type="checkbox"/> 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせている。
	c 保育室では禁煙を厳守しているか。	・保育室内で喫煙している。	<input type="checkbox"/> 保育室内は禁煙である。
8 安全確保	a 施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	・安全計画が策定されていない。  ・保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。	<input type="checkbox"/> 安全計画を策定している。 <input type="checkbox"/> 安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施している。
	b 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されているか。	・職員に対し、安全計画について周知されていない。  ・安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていない。	<input type="checkbox"/> 職員に対し、安全計画について周知している。 <input type="checkbox"/> 安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施している。
	c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。	<input type="checkbox"/> 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知している。

	<p>d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内の危険な場所、設備等への囮障の設置がない。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 施設内の危険な場所、設備等への囮障の設置、施錠等を行っている。
	<p>e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> プール活動や水遊びを行う場合は、専ら監視を行う者と指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしている。
	<p>f 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去している。 <input type="checkbox"/> 食物アレルギーのある子どもについては、生活管理指導表等に基づいて対応している。
	<p>g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な点検が行われていない。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施している。 <input type="checkbox"/> 児童が出入りする場所に危険物はない。 <input type="checkbox"/> 書庫やテレビ等が固定されている。 <input type="checkbox"/> 棚から物が落下しないように必要な措置を講じている。
	<p>h 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>囮障はあるが、施錠等が不十分。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備している。
	<p>i 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。</li> </ul>	<p>【自動車を運行する場合】</p> <input type="checkbox"/> 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認している。
	<p>j 児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。</p> <p>・児童の降車の際の確認にあたり、当該装置を用いていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。</li> <li>児童の降車の際の確認にあたり、当該装置を用いていない。</li> </ul>	<p>【自動車を運行する場合】</p> <input type="checkbox"/> 自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備えている。 <input type="checkbox"/> 当該装置を用いて児童の所在の確認を行っている。

	<p>k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な訓練が実施されていない。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 事故発生に備え、救命処置等の訓練を定期的に実施している。
	<p>l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 賠償責任保険に加入している。
	<p>m 事故発時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号通知）に基づく報告が行われていない。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 事故発時には、速やかに当該事実を福井市に報告している。
	<p>n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 事故が発生した場合には、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録している。
	<p>o 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。</li> </ul>	<p>【重大事故が発生した場合】</p> <input type="checkbox"/> 同様の事故の再発防止及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっている。

第8 <b>利用者への情報提供</b>	<b>1 施設及びサービスに関する内容の掲示</b>	<p>以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名</li> <li>b 建物その他の設備の規模及び構造</li> <li>c 施設の名称及び所在地</li> <li>d 事業を開始した年月日</li> <li>e 開所している時間</li> <li>f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由</li> <li>g 入所（利用）定員</li> <li>h 保育士その他の職員の配置数又はその予定</li> <li>i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</li> <li>j 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容</li> <li>k 緊急時等における対応方法</li> <li>l 非常災害対策</li> <li>m 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全く掲示されていない。</li> <li>・左記a～nの事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。</li> <li>・「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。</li> <li>・「ここdeサーチ」に左記a～nの事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 左記事項について、施設の見やすい場所に掲示している。
	<b>2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付</b>	<p>以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地</li> <li>b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</li> <li>c 施設の名称及び所在地</li> <li>d 施設の管理者の氏名</li> <li>e 当該利用者に対し提供するサービスの内容</li> <li>f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額</li> <li>g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容</li> <li>h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面等により交付されていない。</li> <li>・左記a～hの事項につき、交付内容が不十分。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 契約に際し、左記の事項を記載した書面を利用者に交付している。

	3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・説明が行われていない。 ・説明はされているが、内容が不十分。	<input type="checkbox"/> 利用申込みがあった場合には、契約の内容や手続き等について説明している。
第9 備える帳簿等	1 職員に関する帳簿等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿等があるか。	・確認できる帳簿等が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	<input type="checkbox"/> 左記の内容が確認できる帳簿等、資格証を整備している。
		b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿（労働基準法第107条） ・賃金台帳（労働基準法第108条） ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）	・左記の帳簿等の整備状況が不十分。	<input type="checkbox"/> 左記の帳簿等を事業所ごとに整備している。
	2 在籍（利用）乳幼児に関する帳簿等の整備	a 在籍（利用）乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍（利用）記録並びに契約内容等が確認できる帳簿等があるか。	・確認できる帳簿等が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	<input type="checkbox"/> 左記の内容が確認できる帳簿等を整備している。